

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

- 一 第3条第1号に基づき、学会の運営方針を構想し、理事会に提案する。また、理事会の承認を得て、学会の日常的な運営に関する業務を行う。
- 二 第3条第2号に基づき、各種学術団体や関連団体との連携を図る。
- 三 第3条第3号に基づき、理事会の運営方針に基づき、各委員会が連携して組織的に業務に当たるよう調整する。また、必要に応じて、その業務の一部を担当する。
- 四 第3条第4号に基づき、学会の円滑な運営に必要な事項を行う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

- 2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門部会の任期は、その都度定める。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(疑義・不服への対応)

第8条 委員会は、学会の運営方針について疑義・不服が申し立てられた場合は、速やかに対応し、申立者に回答すると共に、理事会に報告する。委員会での判断が不適當な事柄については、理事会の審議・決定に委ねる。

(雑則)

第9条 第3条各号の業務に関する細則は、必要に応じ、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。